

下水道・農業集落排水事業に&受益者負担金の不公平!

住民サービスは、公正・公平・均等・均一の原則&一体性のまちづくり

下水道事業 受益者負担金の不公平

下水道の受益者負担金に不公平が生じている。淀江地域は、50万円。

米子地域は、負担区制によって旧負担区は、1㎡237円から450円。新負担区(H9年以降)は、1㎡480円。

一方、市街化区域と市街化調整区域は、土地利用に基本的な規制の違いがあるのに、宅地面積に同じ負担。

受益者負担金は、土地規制区域や宅地面積、負担区に拘らず、「一軒一口」の「利用権」負担に見直し、不公平を解消し、水洗化を促進すべきである。



議員定数削減と
議会基本条例の制
定に、頑張っていま
す。(とおる)

米子市下水道部は、下水道整備の進捗をめざし、平成二十四年度以降、認可工事区域を拡大する方針を決めた。認可工事区域を拡大する地域は、外浜と内浜ブロックの両地域で、拡大面積は外浜257ha、内浜191ha

全体で約448ha。地域別は、米原5・9丁目、両三柳の市街化区域、両三柳・河崎の市街化調整区域、夜見の市街化区域・市街化調整区域。内浜の彦名・富益・大崎・葭津・大篠津としている。

下水道整備・認可工事区域の拡大

下水道事業は、事業開始から四二年を経過した。普及率は、60・7割。県下の市で下から二番目。工事の整備区域は、市街化地域から市街化調整区域に工事計画が広がっている。

農業集落排水事業は、平成二年に事業を開始し、平成十九年度で事業を完了。市内11の処理区に接続可能戸数は、4626戸。全体の水洗化率は、72・7割(平成二十三年末)

「農集」の事業は、平成19年度で事業を完了した。

「農集」事業会計の地方債残高、67,9億円(H21)。

平成24年度から、「下水道料金」体系に移る。

受益者分担金は、事業処理区11ブロックに制定。分担金格差は、処理区の世帯数と事業費規模によるもの。(分担金は、事業費の6.75%)

定住性の施策に、「格差」は不公平感を増す。

農業集落排水事業 受益者分担金の不公平

誰が、しますか?

「市長、鶴の一声です」
いつ、鳴かれますか!

<地区別受益者分担金一覧と比較グラフ>

尚徳 地区	200,304 円
五千石地区	226,325 円
成実第1地区	143,125 円
尚徳第2地区	358,775 円
成実第2地区	286,971 円
大高第1地区	289,668 円
春日 地区	226,209 円
伯仙 地区	139,208 円
春日拡大地区	224,809 円
巖 地区	155,213 円
淀江地区	300,000 円

農業集落排水事業受益者分担金比較

